(自主点検表2) 大山崎町

自主点検表【介護予防認知症対応型共同生活介護】

(令和3年度版)

●チェックポイントに対する「評価」欄の記入要領(例)

「・満たしている」

... 🔾

・一部満たしていない … △ ··· × ・満たしていない

し・該当なし

※満たしていないものがあった場合、「備考」欄に その内容を記載す

事業所名					
点検年月日	令和	年	月	目	
記入者	職名	氏	名		

凡例

条例第3号

「大山崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定め

る条例」(平成25年3月31日 大山崎町条例第3号)

条例第4号

「大山崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定 地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基

準を定める条例」(平成25年3月31日 大山崎町条例第4号)

平18老計発0331004他… 「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準

について」

(平成18年3月31日 老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号)

平18厚告128 … 「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」

(平成18年3月14日 厚生労働省告示第128号)

「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項」 平18老計発0331005他…

(平成18年3月31日 老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号)

…介護保険法

施行法 …介護保険法施行法

…介護保険法施行令 政令

施行規則…介護保険法施行規則

厚令 …厚生省令又は厚生労働省令

厚告 …厚生省告示又は厚生労働省告示 老発…厚生省老人保健福祉局長通知

老企…厚生省老人保健福祉局企画課長通知

老計…厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知

老振…厚生省老人保健福祉局振興課長通知 老健…厚生省老人保健福祉局老人保健課長通知

老老…厚生労働省老健局老人保健課長通知

0 絵則

U 総則			
項目	基準	根拠条文 チェックポイン	/ト 評価 備考
1 地域密着型(介護予防サービスの事業の一般原則	〕地域密着型介護予防サービス事業者は、 利用者の意思及び人格を尊重して、常に 利用者の立場に立ったサービスの提供に 努めなければならない。	条例第4号 第3条 て、左記の取扱い ているか。	
	地域密着型介護予防サービス事業者は、 地域密着型介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、当該事業所が明まるに当たのおび付きを重視し、明者との地域密着型介護予防サービス事業者(法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス条準を行う者をいう。)その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。	▲地域密着型サーの事業の運営につて、左記の取扱いているか。	\ \ \
	別地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施すること等の措置を講ずるよう努めなければならない。	▲利用者の人権の 護、虐待の防止等 いて、左記の取扱 しているか。	についと
	地域密着型サービス事業者は、地域密着	▲地域密着型サー	

項目		基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
		型サービスを提供するに当たっては、法 第118条の2第1項に規定する介護保険等 関連情報その他必要な情報を活用し、適 切かつ有効に行うよう努めなければなら ない。		の提供について、左記 の取扱いとしている か。		
		 ※ 介護保険等関連情報等を活用し、事業・推進することにより、提供するばならない。この場合において「科学的介護情報Information system For Evidence)フィードバック情報を活用すること(平18老計発0331004他 第3の一の4(1) 	サービスの質の システム(LIF 」に情報を提信	D向上に努めなけれ E:Long-termcare		
2 暴力団員等 の排除	1	地域密着型サービスの事業を行う事業所 の従業者は、大山崎町暴力団排除条例 (平成24年大山崎町条例第19号)第2条 第2号に規定する暴力団員(以下「暴力 団員」という。)又は同条第4号に規定す る暴力団密接関係者であってはならな い。		▲従業者について、左 記の取扱いとしている か。		
		地域密着型サービスの事業を行う事業所は、その運営について、大山崎町暴力団 排除条例第2条第3項に規定する暴力団 員等の支配を受けてはならない。		▲事業所の運営について、左記の取扱いとしているか。		

1 基本方針

<u>1 基本方針</u>					
項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
1 基本方針	指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。	条例第4号第70条	▲サービスについて、 左記の取扱いとしてい るか。		
	※ 認知症の原因となる疾患が急性の状いて共同生活を送ることに支障があ スの対象とはならないものである。 (平18老計発0331004他 第3の五の1)				

2 人員に関する基準

2 人員に関する)		
項目	基準	根拠条文	チェックポイント 評価 備考
	 事業者は、当該事業を行う事業所の共同生活住居ごとに、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。 一管理者 1 二介護職員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯にサービスの提供に当たる介護職員を、常勤換算方法で、共同生活住居の利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上をするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護職員に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上 三計画作成担当者 1以上 ※常勤換算方法とは、当該事業所の従において常勤の従業者が勤務すべき 	条例第4号 第71条 業者の勤務延	▲介護従業者を左記により配置しているか。 ・管理者 ・日勤の介護従業者 ・ 百勤の介護従業者 ・ 計画作成担当者 ●常勤の勤務時間数 時間/週 ● 夜間及び深夜の時間帯 : ~翌 : ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

項目	■ 基準 ■ 根拠条文 ■ チェックポイント ■評価 ■ 備考
	時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。 ※この場合の勤務時間の延べ数であり、例えば、小規模多機能型居宅介護事所と認知症対応型共同生活介護事業所を併設している場合であって、ある従業者が小規模多機能型居宅介護従業者と認知症対応型共同生活介護産業者の勤務時間の延べ数であり、例えば、小規模多機能型居宅介護産業者が小規模多機能型居宅介護従業者と認知症対応型共同生活介護企業者の勤務時間だけを算入することとなるものであること。 ※ ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項に規定する措置(以下「母性健康管理措置」という。)又は1者児休業、介護休業等76号。以下「育児・介護休業法」という。)又は1者児休業、介護休業等76号。以下「育児・介護休業法」という。)第23条第1項、同条第3項又は「家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置(以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置したいう。)が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が豊勢者できる間が表生に対している場合、1として取り扱うことを可能とする。(平18老計養6331004他第2の2(1)) ※ 介護従業者については、利用者が認知症を有する者であることを原則とする。(平18老計養6331004他第2の2(1)) ※ 介護従業者については、利用者が認知症を有する者であることを原則とする。となどにより質の時間帯は、それぞれの事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、1目の活動の終了時時の関係の機会を確保することなどにより質の時間帯としたよのとして、2に対応して、夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な介護従業者を確保するものとする。 ※ 例えば、利用者を8人とし、常勤の勤務時間を1日8時間とし、午後9時から午前6時までを夜間の間に、8時間と1日8時間とし、午後9時から午前6時までを夜間の間に、3日日時間とし、午後9時から午前6時までを夜間の間に、3日日時間とし、午前6時までは、夜間及び深夜の勤務を行う介護従業者が1人以上確保されていることが必要となる。また、午後9時から午前6時までは、夜間及び深夜の勤務を行う介護従業者が1人以上確保されていることが必要となる。また、午後9時から午前6時までは、夜間及び深夜の勤務を行う介護従業者が1人以上確保されていることが必要となる。また、午後9時から午前6時までは、夜間を発見が発見が表しまれていることが必要となる。また、「後9時から午前6時までは、夜間を発見が発見が表しまれていることが必要となる。(平18老計養0331004他第4の一)
2 管理者	① 1①一に規定する管理者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する小規模多機能型居宅介護事業所若しくは看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。
	※管理者は、常勤であり、かつ、原則として専ら事業所の管理業務に従事するものである。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。 イ 当該事業所の介護従業者としての職務に従事する場合 ロ 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がない認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者としての職務に従事する場合(この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、併設される訪問系サービスの事業所のサービス提供を行う事業者との兼務は一般的には管理業務に支障があると思われると考えられるが、訪問系サービス事業所における勤務時間が極めて限られている職員の場合には、例外的に認められる場合もありうる。)。なお、1の事業所に複数の共同生活住居を設ける場合、それぞれの共同生活住居の管理上支障がない場合は、同一事業所の他の共同生活住居との兼務もできるものとする。

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	(平18老計発0331004他 第4の一)			, , , , , , , ,	•
	②管理者は、適切なサービスを提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 ※厚生労働大臣が定める研修 「認知症対応型サービス事業管理者の	开修 :	▲管理者は左記の要件 を満たしているか。		
	(平18老計発0331006他)	/ III			
A -#:!! ==		b 6166			
3 介護職員	① 1①二の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。	条例第4号 第71条	▲①の二の利用者の数 について、左記の取扱 いとしているか。		
	② 1①二に規定する介護職員のうち1以上の 者は、常勤でなければならない。		▲常勤について、左記 の要件を満たしている か。		
	③ 事業所に、小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、1① 二、3①及び②に定める基準を満たす介護職員を置くほか、条例第3号第82条に定める小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該介護職員は、当該小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。		▲介護職員について、 左記の取扱いとしてい るか。		
	※介護予防認知症対応型共同生活介護事については、当該事業所に小規模を活れ、以下の要件を満たすほか、入居宅できる。 イ介護事業所の治まり、小規模多機能型居生活介を、一方できる。 イ介護事業所の治まりに、一方で、一方で、一方で、一方で、一方で、一方で、一方で、一方で、一方で、一方で	幾能型型 と と を を を を で を で を で を で を で を で を で を で を で を で を で を で を で を で を で を で を で で を で を で で で で で で で で で で で で で	護事業所が開設されが に関するととは、 に関するととは、 に関するとは、 に関するとは、 に関するとは、 に関するとは、 に関するとは、 に関するが、 に関すな に		
4 計画作成担当者	① 1①三に規定する計画作成担当者は、保健 医療サービス又は福祉サービスの利用に 係る計画の作成に関し知識及び経験を有 する者であって介護予防認知症対応型共 同生活介護計画の作成を担当させるのに 適当と認められ、専らその職務に従事す る者でなければならない。ただし、利用 者の処遇に支障がない場合は、共同生活 住居における他の職務に従事することが	条例第4号 第71条	▲計画作成担当者を左 記により配置している か。		

項目	П	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
'AH		できる。 ※ 計画作成担当者は、利用者の処遇に 務もできるものとする。 (平18老計発0331004他 第4の一)			и п	E tuv
		①の計画作成担当者は、厚生労働大臣が 定める研修を修了している者でなければ ならない。		▲計画作成担当者は左 記の要件を満たしてい るか。		
		※ 厚生労働大臣が定める研修 「実践者研修」又は「基礎課程」 (平18老計発0331006他)※ 計画作成担当者は、上記において必要	――			
		性を高めるための研修を受講するよ (平18老計発0331004他 第4の一) ①の計画作成担当者のうち1以上の者		とする。 ■ ■ ■ 計画作成担当者につ		
		は、介護支援専門員をもって充てなければならない。ただし、併設する小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができる。		いて、左記の取扱いとしているか。		
		※ 計画作成担当者は、共同生活住居ご ※ 1の共同生活住居を有する事業所に 介護支援専門員をもって充てなけれる ※ 2以上の共同生活住居を有する事業所 うち少なくとも1人は介護支援専門 い。 (平18老計発0331004他 第4の一)	あっては、当i ずならない。 听にあっては、	該計画作成担当者は 計画作成担当者の		
		③の介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督するものとする。		▲介護支援専門員について、左記の取扱いとしているか。		
		介護支援専門員でない計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者をもって充てることができる。		▲介護支援専門員でない計画作成担当者は、 左記の要件を満たしているか。		
5 従業員の員 数の基準の特 例		事業者が認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、認知症対応型共同生活介護の事業と介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、条例第3号第110条第1項から第9項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、1①二及び三、3、4に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	条例第4号 第71条第10 項	▲左記の場合について 要件を満たしている か。		
6 代表者		事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研	条例第4号 第73条	▲代表者は左記の要件 を満たしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	修を修了しているものでなければならな				
	ν _°				
	※ 厚生労働大臣が定める研修				
	「認知症対応型サービス事業開設者研修	多 」			
	(平18老計発0331006他)				
	※ 代表者とは、基本的には、運営している				
	や代表取締役が該当するが、法人の規模				
	役をその法人の地域密着型サービス部門				
	的でないと判断される場合においては、				
	門の責任者などを代表者として差し支え	-			
	指定申請書に記載する代表者と異なるこ				
	■ とは、各事業所の責任者を指すものである。 ■ るが、例えば、法人が1つの介護サービ				
	場合は、代表者と管理者が同一であるこ				
	※ 経験とは、特別養護老人ホーム、老人デ	_			
	人保健施設、小規模多機能型居宅介護事	. /	- / / / / / _		
	介護事業所、複合型サービス事業所等の				
	知症高齢者の介護に携わった経験や、あ	. 100/2/10 100/10	471 1122 4 0 0 4 112		
	福祉サービスの経営に直接携わったこと				
	数の制約は設けていない。なお、経験の				
	ごとに判断するものとする。また、これ				
	して直接ケアを行っているものを想定し				
	ては医療機関や訪問看護ステーションな	よど、福祉す	トービスとしては特		
	別養護老人ホームなどが考えられるもの	りである。			
	(平18老計発0331004他 第4の一)				

3 設備に関する基準

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	所見
	事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1以上3以下(サテライト型事業所にあっては、1又は2)とする。 ※ 平成18年4月1日に現に2を超える	条例第4号 第74条	▲事業所は左記の要件 を満たしているか。	a I II	77173
	ついては、当分の間、当該共同生活 する。 (平18厚令36附則第7条)	住居を有するこ	ことができるものと		
	※ 1の事業所に複数の共同生活住居を 堂及び台所については、それぞれ共 ければならない。 ※ また、併設の事業所において行われ の設備を共用することも原則としても 地域に開かれたものとするために 地域に関かれた護子 を が成型通所介護を、介護子 時間で を がななりなが がで がない が が が が が が が が が が が が が が が が が が	同生活住居ご。 る不効症で、一生用急でで対あ共の活す時間で対る共の活す時がる別間護こ速い がいまい はいい かい か	との専用の設備でなる。 スの利用者がこれの表示である。 スの利し、る共工型型のもでいるできた。 大きには、大きには、大きには、大きには、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに		
	共同生活住居は、その入居定員を5人以 上9人以下とする。		▲入居定員は左記の要件を満たしているか。		
2 設備、備品 ① 等	事業者は、事業所の共同生活住居ごとに 居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設 備その他の非常災害に際して必要な設備 その他利用者が日常生活を営む上で必要 な設備を設けるものとする。	条例第4号 第74条	▲共同生活住居は左記 の設備を備えている か。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	※ 消火設備その他の非常災害に際して 法令等に規定された設備を示してお なければならないものである。なお 介護事業所については、平成27年4 施行され、原則として、全ての事業 義務づけられているので、留意され (平18老計発0331004他 第4の一)	り、それらの記 、介護予防認知 月から、改正復 所でスプリンク	受備を確実に設置し 印症対応型共同生活 後の消防法施行令が		
	事業所は、利用者の家族との交流の機会 の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者 の家族や地域住民との交流の機会が確保 される地域にあるようにしなければなら ない。		▲事業所は左記の要件 を満たしているか。		
	※ 介護予防認知症対応型共同生活介護係を構築しながらサービスを提供すと他の施設・事業所との併設につい生活介護として適切なサービスが提ものであることに留意すること。 (平18老計発0331004他 第4の一)	るものであるこ ては、介護予防	ニとに鑑み、事業所 方認知症対応型共同 を前提に認められる		
)事業者は、事業所の共同生活住居ごとに次の各号に掲げる基準を満たす居室を設けなければならない。 一 1 の居室の定員は、1 人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2 人とすることができ二 1の居室の床面積は、7.43㎡以上とすること。		▲事業所は左記の要件を満たしているか。 ▲居室定員は左記の要件を満たしているか。 ▲居室床面積は左記の要件を満たしているか。 ▲居室床面積は左記の要件を満たしているか。		
	 ※ 居室を2人部屋とすることができる利用する場合などであって、事業者するべきではない。なお、2人部屋基準は示していないが、充分な広さする。 (平18老計発0331004他 第4の一) ※ 生活の場であることを基本に、収納 	の都合により- については、* を確保しなけれ	ー方的に2人部屋と 特に居室面積の最低 ればならないものと		
	※ 生活の場であることを基準に、収納 私物等も置くことができる充分な広 ※ 居室とは、廊下、居間等につながる 区分されているものをいい、単にカ 区分しただけと認められるものは含 宅を改修している場合など、建物の 切られている場合は、この限りでな (平18老計発0331004他 第4の一)	さを有するもの 出入口があり、 ーテンや簡易な まれないこと。 構造上、各居望	のとすること。 他の居室と明確に よパネル等で室内を ただし、一般の住		
	※ 平成18年4月1日に現に7.43㎡を下は、平成18年3月31日において「指設備及び運営に関する基準の一部を則第2項の規定の適用を受けていた適用しない。 (平18老計発0331004他 第4の一)	定居宅サービス 改正する省令」	ス等の事業の人員、 (平11厚令96) 附 は、②の二の規定は		
(4)	事業者が事業所の共同生活住居ごとに設ける居間及び食堂は、同一の場所とすることができる。 ※ 同一の室内とする場合であっても、	居間、食堂の名	▲居間及び食堂は左記 の要件を満たしている か。 それぞれの機能が独		
	立していることが望ましい。また、 用者及び介護従業者が一堂に会する する。 (平18老計発0331004他 第4の一)	その広さについ	っても原則として利		
3 設備等の特	事業者が認知症対応型共同生活介護事業	条例第4号	▲左記の場合について	1	

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
例基準	者の指定を併せて受け、かつ、介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、条例第3号第113条第1項から第6項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、①~④に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	第74条	要件を満たしている か。		

4 運営に関する	る <u>ま</u>					
項目		基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
1 内容及び手 続の説明及び 同意		事業者は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、条例第4号第80条に規定する重要事項に関する規程、介護職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	条例第4号 第86条 条例第4号 第11条準用	▲ 内容・手続の説明・ 同意について、左記の 取扱いとしているか。		
		※ 事業者は、利用者に対し適切なサー開始に際し、あらかじめ、利用申込者がサービスを選択するために必要りやすい説明書やパンフレット等の行い、当該事業所からサービスの提ければならないこととしたものであ書面によって確認することが望まし・当該事業所の重要事項に関する規・従業者の勤務体制・事故発生時の対応・苦情処理の体制等(平18老計発0331004他第4の一)	者又はその家類な以下の重要でないででででいる。 文書を交付るこのででいる。 はないである。 ないものである。	族に対し、利用申込 事項について、わか て懇切丁寧に説明を とにつき同意を得な 该同意については、		
	2	事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、①の規定による文書の交付に代えて、④で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重実事項を電子情報処理組織を使用する方法であって⑤で定めるもの(以下「電磁的方法」という。)により提供する正とができる。この場合において、当該文書を交付したものとみなす。		▲電磁的方法による文書の交付について、左記の取扱いとしているか。		
	3	②の規定による承諾を得た事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、①に裁利用申込者又はその家族に対し、①に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び②の規定による承諾をした場合は、この限りでない。		▲電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合について、左記の取扱いとしているか。		
	4	事業者は、②の規定により①に規定する 重要事項を提供しようとするときは、あ らかじめ、利用申込者又はその家族に対 し、その用いる次の各号に掲げる電磁的 方法の種類及び内容を示し、文書又は電 磁的方法による承諾を得なければならな い。		▲電磁的方法により重要事項を提供する場合、左記の取扱いとしているか。		

項目	ı	基進	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
ЖН		一 ⑤の各号に規定する方法のうち事業者 が使用するもの	IN MENT	7 - 7 7 4 1 2 1	н і іші	V: mv
		二 ⑤に規定するファイルへの記録の方式				
	(5)	②の電磁的方法は、次の各号に掲げるも		▲電磁的方法につい		
		のとする。 一 電子情報処理組織(事業者の使用に係		て、左記の取扱いとし ているか。		
		る電子計算機と、利用申込者又はその				
		家族の使用に係る電子計算機とを電気 通信回線で接続したものをいう。)を				
		使用する方法のうちイ又は口に掲げる もの				
		イ 電子情報処理組織を通じて送信し、				
		受信者の使用に係る電子計算機に備 えられたファイルに記録する方法				
		ロ 事業者の使用に係る電子計算機に備 えられたファイルに記録された④に				
		規定する重要事項を電気通信回線を 通じて利用申込者又はその家族の閲				
		覧に供し、当該利用申込者又はその				
		家族の使用に係る電子計算機に備え られたファイルに当該重要事項を記				
		録する方法(電磁的方法による提供 を受ける旨の承諾又は受けない旨の				
		申出をする場合にあっては、事業者				
		の使用に係る電子計算機に備えられ たファイルにその旨を記録する方				
		法) 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムそ				
		の他これらに準ずる方法により一定の 事項を確実に記録しておくことができ				
		る物をもって調製するファイルに④に				
		規定する重要事項を記録したものを交 付する方法				
	6	⑤に掲げる方法は、利用申込者又はその		▲電磁的方法につい		
		家族が⑤―のイ及びロ並びに⑤二に規定 するファイルへの記録を出力することに		て、左記の取扱いとし ているか。		
		より文書を作成することができるもので なければならない。				
9 担供指示の		•	条例第4号	▲サービス提供拒否に		
2 提供拒否の 禁止		事業者は、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。	条例第4号 第86条	▲ザービス提供担省について、左記の取扱いとしているか。		
			条例第4号 第12条準用	C C (v ' \ 0 // 10		
		※ サービス提供を拒むことのできる正		┃ る場合とは、		
		① 当該事業所の現員からは利用申込 ② 利用申込者の居住地が当該事業所	に応じきれな	い場合		
		場合、その他利用申込者に対し自				
		が困難な場合 (平18老計発0331004他 第4の一)				
3 受給資格等	1	事業者は、サービスの提供を求められた	条例第4号	▲被保険者証での確認		
の確認		場合は、その者の提示する被保険者証に よって、被保険者資格、要介護認定の有	第86条	について、左記の取扱 いとしているか。		
		無及び要介護認定の有効期間を確かめる ものとする。	条例第4号 第14条準用			
	2	事業者は、前項の被保険者証に、法第115				
		条の13第2項の規定により認定審査会意 見が記載されているときは、当該認定審				
		査会意見に配慮して、サービスを提供す るように努めなければならない。				
4 m \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	<u>(1)</u>		夕后(於 4 口	A Letter HA Veri		
4 要介護認定	(T)	事業者は、サービスの提供の開始に際	条例第4号	▲左記の場合、必要な	ı i	

項目	<u> </u>	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
の申請に係る 援助	者については、 行われている。 行われていない の意思を踏ま。	定を受けていない利用申记 要介護認定の申請が既に かどうかを確認し、申請が い場合は、当該利用申込者 えて速やかに当該申請が行 要な援助を行わなければな	第86条 条例第4号 新15条準用	援助を行っているか。		
	第16項に規定する。)が利用等の場合である。 等の場合である。 要支援認定の 該利用者が受い 期間が終了する。	度予防支援(法第8条の2 する介護予防支援をい する介護予防支援をい 者に対して行われていない って必要と認めるときは、 更新の申請が、遅くとも当 けている要支援認定の有効 る日の30日前にはなされる 愛助を行わなければならな		▲左記の場合、必要な 援助を行っているか。		
5 入退居	あるもののうう	要支援者であって認知症で ち、少人数による共同生活 支障がない者に提供するも	第75条	▲サービスについて、 左記の取扱いとしてい るか。		
	は、主治の医師	舌申込者の入居に際して 師の診断書等により当該入 印症である者であることの ればならない。		▲入居に際し、左記の 取扱いとしているか。		
	る者であるこ。 必要なおのと認めたり 防認知症対応り 院又は診療所 を速やかに講	居申込者が入院治療を要す と等入居申込者に対し自ら スを提供することが困難で 場合は、適切な他の介護予 型共同生活介護事業者、症 を紹介する等の適切な措置 じなければならない。		▲サービス提供困難時 の場合、左記の取扱い としているか。		
	は、入月 る場合の 業所のフ には、 病院又に 病院ない。	公要なサービスを提供する 居申込者が1の基本方針に 口ほか、入居申込者が入院 人居者数が既に定員に達し 適切な他の認知症対応型共 は診療所を紹介する等の適 ※0331004他 第4の一)	より利用対象者 治療を要する者 ている場合等で 同生活介護事業	に該当しない者であ である場合、当該事 あり、これらの場合 者、介護保険施設、		
	は、その者の 等の把握に努む	居申込者の入居に際して 心身の状況、生活歴、病歴 めなければならない。		▲入居に際し、左記の 取扱いとしているか。		
	められた 携し、成 ることと	込者が家族による入居契約 ☆がら、これらが期待でき 対年後見制度や権利擁護に まする。 後0331004他 第4の一)	ない場合につい	ては、市町村とも連		
	者及びその家族 退居後の生活	用者の退居の際には、利用 族の希望を踏まえた上で、 環境や介護の継続性に配慮 要な援助を行わなければな	Ì	▲退居に際し、左記の 取扱いとしているか。		
	用者又はその 行うとともに、 の情報の提供	用者の退居に際しては、利 家族に対し、適切な指導を 介護予防支援事業者等へ 及び保健医療サービス又は を提供する者との密接な連 ればならない。	: :	▲退居に際し、左記の 取扱いとしているか。		

項目		基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
6 サービスの 提供の記録	1	事業者は、入居に際しては入居の年月日 及び入居している事業所の名称を、退居 に際しては退居の年月日を、利用者の被 保険者証に記載しなければならない。	条例第4号 第76条	▲被保険者証への記載 について、左記の取扱 いとしているか。		
	2	事業者は、サービスを提供した際には、 提供した具体的なサービスの内容等を記 録しなければならない。		▲サービス提供の記録 について、左記の取扱 いとしているか。		
		※ 記録しなければならない事項は、次・サービスの提供日・サービスの内容・利用者の状況・その他必要な事項(平18老計発0331004他 第4の一)	のとおり。			
7 利用料等の 受領	1	事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る地域密着型介護予防サービス費用基準額から当該事業者に支払われる地域密着型介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。	条例第4号 第77条	▲介護予防サービス利 用料の受領について、 左記の取扱いとしてい るか。		
	2	事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、当該サービスに係る地域密着型介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。		▲利用料の公平性について、左記の取扱いとしているか。		
		※ 事業者は、法定代理受領サービスとの利用者負担として、地域密着型介制 割又は3割(法の規定により保険給 それに応じた割合)の支払を受けなのである。 (平18老計発0331004他 第3の一の4(13)	護サービス費) 付の率が異なっ ければならない	用基準額の1割、2 る場合については、		
		※ 一方の管理経費の他方への転嫁等にないこととしたものである。なお、る認知症対応型通所介護のサービスいては、次のような方法により別の対し、当該事業であり、当該サービスがサービスであることを説明し、理ロ該当事業の目的、運営方針、利用護事業所の運営規程とは別に定めい認知症対応型共同生活介護の事業(平18老計発0331004他 第4の一)	そも介護付と明確に区分に と明確に区分に お金設定をした。 おの護保険に型共 がが護得るこ認に は おいる と おいる と は と は いる は いる は に と り に と り に と り に と り に が は に が は り に が は り り に が り に り に り に り に り に り に り に り に	保険給付の対象とな されるサービスにつ て差し支えない。 に同生活介護の事業といの対象とならない。 は定対応型共同生活介 と。		
		事業者は、①、②の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 一食材料費 二理美容代 三 おむつ代 四 一~三に掲げるもののほか、サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担		▲介護予防サービス以外の利用料の受領について、左記の取扱いとしているか。		
		させることが適当と認められるもの ※ 保険給付の対象となっているサービ な名目による費用の支払を受けるこ る。				

項目	基準 根拠条文 ┃ チェックポイント	評価	備考
	※ ③の四の費用の具体的な範囲については、「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」(平12老企54)によるものとする。 (平18老計発0331004他 第4の一)		-
	※ 事業者は、地域密着型介護予防サービスその他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした要支援被保険者に対し、領収証を交付しなければならない。 (法第41条第8項準用)		
	※ 事業者は、領収証に、要支援被保険者から支払を受けた費用の額のうち、サービス費用の額、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。 (施行規則第65条準用)		
Ī	④ 事業者は、③の費用の額に係るサービス の提供に当たっては、あらかじめ、利用 者又はその家族に対し、当該サービスの 内容及び費用について説明を行い、利用 者の同意を得なければならない。 ▲③のサービス提供に 当たり、左記の取扱い としているか。		
	 ※ 同意については、利用者等及び事業者双方の保護の立場から、当該サービス内容及び費用の額を明示した文書に、利用者の署名を受けることにより行うものとする。 ※ この同意書による確認は、日常生活費等の実費受領の必要が生じるごとに、その受領のたびに逐次行う必要はなく、利用の申込み時の重要事項説明に際し、日常生活費等に係る具体的なサービスの内容及び費用の額について説明を行い、これらを明示した同意書により包括的に確認する方法が基本となるが、以後当該同意書に記載されていない日常生活費等について別途受領する必要が生じたときは、その都度、同意書により確認するものとする。 ※ 利用者がその嗜好又は個別の生活上の必要に応じて購入等を行う便宜の提供に当たっては、日常生活費等と同様の取扱いが適当である。(平12老振75他) 		
8 保険給付の 請求のための 証明書の交付	事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。		
9 サービスの (基本取扱方針	取サービスは、利用者の介護予防に資する よう、その目標を設定し、計画的に行わ れなければならない。本サービスについて、 左記の取扱いとしてい るか。		
	② 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。 ▲サービスについて、左記の取扱いとしているか。		
(③ 事業者は、利用者がその有する能力を最 大限活用することができるような方法に よるサービスの提供に努めることとし、 利用者が有する能力を阻害する等の不適 切なサービスの提供を行わないよう配慮 しなければならない。		
	① 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならな		

項目	L	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	(5)	い。 事業者は、自らその提供するサービスの 質の評価を行うとともに、定期的に次に 掲げるいずれかの評価を受けて、それら の結果を公表し、常にその改善を図らな ければならない。 (1)外部の者による評価		▲自己評価・外部評価 について、左記の取扱 いとしているか。	H 1 1444	vill J
		(2) 運営推進会議における評価 一人生活を表している。 一人生活をいて行われる。 一人生活をいて行われる。 一世スのものとして、日もものででは、日ももののでででででででででででででででででででででででででででででででででで	活あかけ取るが生場引す 護和をといいのとというといいのとで活合さる 予めとさ機が出よ 防ひにで活合さる 予及が いのる支な 知その いのるする がしている いののと でいる かんしょう いんしゅう かんしょう いんしゅう かんしょう いんしゅう かんしょう いんしゅう かんしゅう かんしゅう はんしゅう かんしゅう いんしゅう はんしゅう かんしゅう いんしゅう かんしゅう いんしゅう はんしゅう いんしゅう いんしゃ いんしゅう いんしゅう いんしゃ いんしゅう いんしゃ いんしゃ いんしゃ いんしゃ いんしゃ いんしゃ いんしゃ いんしゃ	がでして、		
	6	ること。 (平18老計発0331004他 第4の三の3(1)) サービスの方針は、条例第4号第70条に 規定する基本方針及び9に規定する基本 取扱方針に基づき、次の各号に掲げると ころによるものとする。	条例第4号第88条			
		一 サービスの提供に当たっては、主治の 医師又は歯科医師からの情報伝達を通 じる等の適切な方法により、利用者の 心身の状況、その置かれている環境等 利用者の日常生活全般の状況の的確な 把握を行うものとする。 二 サービスの提供に当たっては、利用者		▲サービスについて、 左記の取扱いとしてい るか。 ▲サービスについて、		
		一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行わなければならない。 三 サービスの提供に当たっては、条例第4号第88条に規定する介護予防認知症		左記の取扱いとしているか。 ▲サービスについて、 左記の取扱いとしてい		
		対応型共同生活介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。 四サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。		るか。 ▲サービスについて、 左記の取扱いとしてい るか。		
10 身体的拘 束等の禁止	1	事業者は、サービスの提供に当たって は、当該利用者又は他の利用者等の生命 又は身体を保護するため緊急やむを得な い場合を除き、身体的拘束等を行っては ならない。	条例第4号 第78条	▲身体拘束について、 左記の取扱いとしてい るか。		
	2	事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。		▲身体拘束の記録について、左記の取扱いとしているか。		
	3	事業者は、身体的拘束等の適正化を図る		▲身体的拘束等の適正		

項目	l	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
		ため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 三 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。と。		化を図るため、左記の 取扱いとしているか。		
11 介護予防 認知症対応型 共同生活介護 計画の作成		事業者は共同生活住居ごとに、保健医療 サービス又は福祉サービスの利用に係る 計画の作成に関し知識及び経験を有する 者であって介護予防認知症対応型共同生 活介護計画の作成を担当させるのに従事 と認められるものを専らその職務に従事 する計画作成担当者としなければならない。 ただし、利用者の処遇に支障がない 場合は、当該指定介護予防認知症対応型 共同生活介護事業所における他の職務に 従事することができるものとする。	条例第4号第71条5項	▲介護予防認知症対応型共同生活介護計画について、左記の取扱いとしているか。		
	2	計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない。 ※ 通所介護の活用とは、介護保険給付当該介護予防認知症対応型共同生活間の契約により、利用者に介護保険るサービスを提供するものである。 ※ その他の多様な活動とは、地域の特クリエーション、行事、園芸、農作応じた活動等をいうものである。(平18老計発0331004他 第4の三の3(2))	介護事業者とう 給付の対象とさ 性や利用者の2	通所介護事業者との なる通所介護に準ず 生活環境に応じたレ		
		計画作成担当者は、条例第4号第88条第1号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成するものとする。 ※介護予防認知症対応型共同生活介護、大況を把握・分析し、サービスの提明らかにし(アセスメント)、これ明確にし、提供するサービスの具体かにするものとする。なお、介護予の様式については、事業所ごとに定(平18老計発0331004他 第4の三の3(2))	等の適切な方法 供によって解え に基づき、支持 的内容、所要 防認知症対応	法により、利用者の 決すべき問題状況を 爰の方向性や目標を 時間、日程等を明ら 型共同生活介護計画		
	4	計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 ※ 介護予防認知症対応型共同生活介護用者又はその家族に、理解しやすい実施状況や評価についても説明を行	方法で説明を行	うとともに、その		

項目	基準	■ 根拠条文 ■ チェックポイント	評価	備考
	(平18老計発0331004他 第4の三の3(2))			
	⑤ 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しなければならない。	▲介護予防認知症対応 型共同生活介護計画の 作成に当たり、左記の 取扱いとしているか。		
	※ 介護予防認知症対応型共同生活介護利用者に交付しなければならない。 ※ 事業所において介護予防短期利用認する場合で、居宅介護支援事業所のサービス計画に基づきサービスを提サービス計画を作成している居宅介証型共同生活介護計画の提供の求めがることに協力するよう努めるものと、(平18老計発0331004他 第4の一)	知症対応型共同生活介護費を算定 介護支援専門員が作成した居宅 供している事業者は、当該居宅 護事業所から介護予防認知症対応 あった際には、当該計画を提供す		
	⑥ 計画作成担当者は、介護職員及び利用者が介護予防認知症対応型共同を活介護計画に基づき者との連絡を継続的に行うことにより、計画に基づき者との連絡を継続的に不の提供の開始を行う、計画に基づきでは、これの開始を行うが関係を行うが関係を行うが関係がある。 とにより、計画に基づきでは、は、当該計画の提供を行うが関係のよりは、当該計画のがでは、の別では、当該計画のでは、の別では、当該計画のでは、の別では、ともものでは、ともものという。ともに、のという。とももものという。とももももものを、というとと行うともにのという。というには、にいるというには、は、いるというには、は、いるというには、は、いるというには、は、いるというには、は、いるというには、は、いるというには、いるというには、いるというには、いるというには、いるというには、いるというには、いるというには、は、いるというには、は、いるというには、いるというには、いるというには、は、いるというには、いるには、いるには、いるというには、いるには、いるには、いるには、いるには、いるには、いるには、いるには、いる	▲モニタリングについ て、左記の取扱いとし ているか。		
	⑦ ①~④の規定は、⑥に規定する介護予防 認知症対応型共同生活介護計画の変更に ついて準用する。	▲介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更について、左記の取扱いとしているか。		
12 介護等		条例第4号 ▲サービスについて、 第89条 左記の取扱いとしてい るか。		
	※ 認知症の状態にある利用者の心身の を保ち、意欲的に日々の生活を送る 頭に、利用者の精神的な安定、行動! が図られるように介護サービスを提 する。その際、利用者の人格に十分i (平18老計発0331004他 第4の三の3(3))	ことが出来るようにすることを念 障害の減少及び認知症の進行緩和 供し又は必要な支援を行うものと		
	② 事業者は、その利用者に対して、利用者 の負担により、当該共同生活住居におけ る介護職員以外の者による介護を受けさ せてはならない。	▲サービスについて、 左記の取扱いとしてい るか。		
	※ 事業所で提供されるサービスは施設 居において完結する内容であること ないいわゆる付添者による介護や、 サービスを、入居者にその負担によ ととしたものである。ただし、事業 サービスを利用に供することは差し (平18老計発0331004他 第4の三の3(3))	を踏まえ、当該事業所の従業者で 居宅療養管理指導を除く他の居宅 って利用させることができないこ 者の負担により、通所介護等の		
	③ 事業所における利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護職員が 共同で行うよう努めるものとする。	▲サービスについて、 左記の取扱いとしてい るか。		

項目	基進	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	※ 利用者が介護従業者と食事や清掃、 リエーション、行事等を共同で行う づく家庭的な生活環境の中で日常生 したものである。 (平18老計発0331004他 第3の五の4(6))	洗濯、買物、園 ことによって良 活が送れるよう	芸、農作業、レク 好な人間関係に基 にすることに配慮	и ПЩ	νπ (*7
13 社会生活 上の便宜の提 供等	① 事業者は、利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めなければならない。 ※ 14①は事業者が画一的なサービスをらの趣味又は嗜好に応じた活動を行行うことにより、利用者が充実したな安定、行動障害の減少及び認知症ることとしたものである。 (平18老計発0331004他 第4の三の3(4))	第90条 提供するのでは うことができる 日常生活を送り の症状の進行を	よう必要な支援を 、利用者の精神的 緩和するよう努め		
	② 事業者は、利用者が日常生活を営む上で 必要な行政機関に対する手続等につい て、その者又はその家族が行うことが困 難である場合は、その者の同意を得て、 代わって行わなければならない。 ※ 郵便、証明書等の交付申請等、利用	1	▲左記の場合、同意を 得て代行しているか。		
	** 対け、証明音等の文刊中間等、利用 利用者又はその家族が行うことが困 度、その者の同意を得た上で代行し である。特に金銭にかかるものにつ を得るとともに、代行した後はその る。 (平18老計発0331004他 第4の三の3(4))	難な場合は、原 なければならな いては書面等を	則としてその都いこととするものもって事前に同意		
	③ 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。 ※ 利用者の家族に対し、当該共同生活実施する行事への参加の呼びかけ等できる機会等を確保するよう努めなある。 ※ 利用者と家族の面会の場所や時間等利便を図るものとする。 (平18老計発0331004他 第4の三の3(4))	 住居の会報の送 によって利用者 ければならない	とその家族が交流いこととするもので		
14 利用者に 関する町への 通知	事業者は、サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を町及び当該利用者の保険者に通知しなければならない。 一 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	第86条	▲左記の場合、町及び 当該利用者の保険者に 通知しているか。		
15 緊急時等 の対応	介護職員は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	第86条	▲緊急時の場合、左記 の取扱いとしている か。		
16 管理者の 責務	① 事業所の管理者は、事業所の従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理	第86条	▲管理者について、左 記の取扱いとしている か。		

項目		基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
ΛH		を一元的に行うものとする。	条例第4号 第26条準用	7 = 27 W (V)	н г іші	ин у
	2	事業所の管理者は、当該事業所の従業者 に運営に関する基準の規定を遵守させる ため必要な指揮命令を行うものとする。		▲管理者について、左 記の取扱いとしている か。		
17 管理者に よる管理		共同生活住居の管理者は、同時に介護保 険施設、居宅サービス、地域密着型サー ビス、介護予防サービスの事業を行う事業 着型介護予防サービスの事業を行う事業 所、病院、診療所又は社会福祉施設を管 理する者であってはならない。ただし、 これらの事業所、施設等が同一敷地内に あること等により当該事業所の管理上支 障がない場合は、この限りでない。	条例第4号 第79条	▲管理者は左記の要件 を満たしているか。		
18 運営規程		事業者は、共同生活住居ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 一事業の目的及び運営の方針 二従業者の職種、員数及び職務内容三入居定員 四サービスの内容及び利用料その他の費用の額 五入居に当たっての留意事項 六非常災害対策	条例第4号 第80条	▲運営規程について、 左記の取扱いとしてい るか。		
		※ 22の非常災害に関する具体的計画を (平18老計発0331004他 第4の一) 七 虐待の防止のための措置に関する事項 八 その他運営に関する重要事項	指すものであ	ること。 		
		※ 「その他運営に関する重要事項」と 等の生命又は身体を保護するため緊 を行う際の手続きについて定めてお (平18老計発0331004他 第4の一)	急やむを得ない	ハ場合に身体拘束等		
19 勤務体制 の確保等	1	事業者は、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、事業所の共同生活住居ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。	条例第4号 第81条	▲勤務体制について、 左記の取扱いとしてい るか。		
		※ 共同生活住居ごとに、介護従業者の別、管理者との兼務関係、夜間及びること。 (平18老計発0331004他 第4の一)				
	2	①の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。		▲勤務体制について、 左記の取扱いとしてい るか。		
		※ 利用者の精神の安定を図る観点からの継続性を重視したサービス提供にこと。 ※ 夜間及び深夜の時間帯を定めるに当に、利用者の生活サイクルに応じてて、夜間及び深夜の勤務を行わせるるとともに、夜間及び深夜の時間帯護従業者を確保すること。なお、常ていること(小規模多機能型居宅介職員が配置されている場合を含む。(平18老計発0331004他 第4の一)	配慮すべきこ たっては、それ ためになるも要ながいのかででは いかのでで、 は外のでで、 は は は な に い た が に の で は い に い の の が の の が の が の が の が に が が に が が に が に	ととしたものである れぞれの事業所ごと とし、これに対応し 介護従業者を確保す スの提供に必要な介 が1人以上確保され 務を兼ねている夜勤		

項目		基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	3	事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、事業者は全ての介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。		▲従業者の研修について、左記の取扱いとしているか。		
		※ 介護従業者は要支援者であって認知 担当することにかんがみ、特に認知 得を主たる目的とする研修を受講す と。 (平18老計発0331004他 第4の一)	広介護に関す	る知識及び技術の修		
	4	適切な介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。		▲従業者の就業環境について、左記の取扱いとしているか。		
20 定員の遵 守			条例第4号 第82条	▲入居定員・居室定員 について、左記の取扱 いとしているか。		
21 協力医療 機関等	1		条例第4号 第83条	▲協力医療機関について、左記の取扱いとしているか。		
	2	事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。 ※協力医療機関及び協力歯科医療機関に ることが望ましい。 *** ** ** ** ** ** ** ** **	は、共同生活(▲協力歯科医療機関について、左記の取扱いとしているか。 生居から近距離にあ		
	3	(平18老計発0331004他 第4の一) 事業者は、サービスの提供体制の確保、 夜間における緊急時の対応等のため、介 護老人福祉施設、介護老人保健施設、介 護医療院、病院等との間の連携及び支援 の体制を整えなければならない。		▲バックアップ施設に ついて、左記の取扱い としているか。		
		※ 協力医療機関や介護老人福祉施設、 クアップ施設から、利用者の入院や代 円滑な協力を得るため、当該協力医 な事項を取り決めておくものとする。 (平18老計発0331004他 第4の一)	休日夜間等に 療機関等との	おける対応について		
22 非常災害 対策	1	を立て、非常災害時の関係機関への通報 及び連携体制を整備し、それらを定期的 に従業者に周知するとともに、定期的に	条例第4号 第86条 条例第4号 第59条準用	▲非常災害対策について、左記の取扱いとしているか。		
		※ 関係機関への通報及び連携体制の整何消防機関へ速やかに通報する体制とともに、日頃から消防団や地域住所水・避難等に協力してもらえるよものである。 ※ 「非常災害に関する具体的計画」とはする消防計画(これに準ずる計画を行きに対処するための計画をいう。	をとるよう従う 民との連携を[うな体制作り? は、消防法施?	業員に周知徹底する 図り、火災等の際に を求めることとした 行規則第3条に規定		

項目	I	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	(2)	※ この場合、消防計画の策定及びこれ 法第8条の規定により防火管理者を置 てはその者に行わせるものとする。 ※ また、防火管理者を置かなくてもよ ても、防火管理について責任者を定 画の樹立等の業務を行わせるものと (平18老計発0331004他 第4の一)	に基づく消防	業務の実施は、消防 でいる事業所にあっ ている事業所におい	н	VIII J
		たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。 ※ 事業所が①に規定する避難、救出そきるだけ地域住民の参加が得られるり、そのためには、地域住民の代表議を活用し、日頃から地域住民との訓練の実施に協力を得られる体制づ訓練の実施に当たっては、消防関係仰ぐなど、より実効性のあるものと(平18老計発0331004他 第4の一)	よう努めるこれ 者等により構成 密接な連携体で くりに努める、 者の参加を促	て、左記の取扱いとしているか。 実施に当たって、でととしたものであ 成される運営推進会 制を確保するなど、 ことが必要である。		
23 衛生管理等	1	事業者は、利用者の使用する施設、食器 その他の設備又は飲用に供する水につい て、衛生的な管理に努め、又は衛生上必 要な措置を講じなければならない。	条例第4号 第86条 条例第4号 第31条準用	▲衛生管理について、 左記の取扱いとしてい るか。		
	2	事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 イ 事業所における感染症及の予防及びるが変を検討するでできる感染ができる。するとがのたりできるが、の者に1回いればならない。との結果になければながりない。はないのでは、、ではないのでは、ではないできないができないができないができないができないができないができないができな		▲感染症について、左 記の取扱いとしている か。		
		※ 事業者は、食中毒及び感染症の発生 て、必要に応じて保健所の助言、指 連携を保つこと。 ※ 特に、インフルエンザ対策、腸管出 ラ症対策等については、その発生及 について、別途通知等が発出されて 措置を講じること。 ※ 空調設備等により施設内の適温の確 (平18老計発0331004他 第4の一)	導を求めると 血性大腸菌感 びまん延を防 いるので、ここ 保に努めるこ	ともに、常に密接な 染症対策、レジオネ 止するための措置等 れに基づき、適切な と。		
24 掲示	1	事業者は、当該事業所の見やすい場所 に、運営規程の概要、従業者の勤務の体 制その他の利用申込者のサービスの選択 に資すると認められる重要事項を掲示し なければならない。	条例第4号 第86条 条例第4号 第32条準用	▲運営規程等の掲示について、左記の取扱いとしているか。		
	2	事業者は、①に規定する事項を記載した 書面を当該事業所に備え付け、かつ、こ れをいつでも関係者に自由に閲覧させる ことにより、同項の規定による掲示に代 えることができる。		▲運営規程等の掲示について、左記の取扱いとしているか。		

項目		基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	1	事業所の従業者は、正当な理由がなく、 その業務上知り得た利用者又はその家族 の秘密を漏らしてはならない。	条例第4号 第86条 条例第4号	▲秘密保持について、 左記の取扱いとしてい るか。		-
	2	事業者は、当該事業所の従業者であった 者が、正当な理由がなく、その業務上知 り得た利用者又はその家族の秘密を漏ら すことがないよう、必要な措置を講じな ければならない。	第33条準用	▲秘密保持について、 左記の取扱いとしてい るか。		
		※ 具体的には、事業者は、当該事業所 従業者でなくなった後においてもこ 護従業者その他の従業者との雇用時 いての定めを置くなどの措置を講ず (平18老計発0331004他 第4の一)	れらの秘密を作 等に取り決め、	保持すべき旨を、介 例えば違約金につ		
		※ なお、予め違約金の額を定めておくるため、違約金について定める場合賠償を請求する旨の定めとすること。	には、現実に			
	3	事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。		▲利用者の個人情報に ついて、左記の取扱い としているか。		
		※ この同意は、サービス提供開始時に 同意を得ておくことで足りるもので (平18老計発0331004他 第4の一)		の家族から包括的な		
26 広告		事業者は、事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。	条例第4号 第86条 条例第4号 第34条準用	▲広告をする場合、左 記の取扱いとしている か。		
27 介護予防 支援事業者に 対する利益供 与等の禁止	1	事業者は、介護予防支援事業者又はその 従業者に対し、要支援被保険者に対して 当該共同生活住居を紹介することの対償 として、金品その他の財産上の利益を供 与してはならない。	条例第4号 第84条	▲利益供与の禁止について、左記の取扱いとしているか。		
		事業者は、介護予防支援事業者又はその 従業者から、当該共同生活住居からの退 居者を紹介することの対償として、金品 その他の財産上の利益を収受してはなら ない。		▲利益収受の禁止について、左記の取扱いとしているか。		
28 苦情処理	1	事業者は、提供したサービスに係る利用 者及びその家族からの苦情に迅速かつ適 切に対応するために、苦情を受け付ける ための窓口を設置する等の必要な措置を 講じなければならない。	条例第4号 第86条 条例第4号 第36条準用	▲苦情への対応について、左記の取扱いとしているか。		
		※「必要な措置」とは、具体的には、順等当該事業所における苦情を処理いて明らかにし、利用申込者又はそる文書に苦情に対する措置の概要にに、事業所に掲示すること等である。 ※事業者は、苦情がサービスの質の向との認識に立ち、苦情の内容を踏ま取組を行うことが必要である。 (平18老計発0331004他 第4の一)	するために講っ の家族にサート ついても併せっ 上を図る上での	ずる措置の概要につ ビスの内容を説明す て記載するととも の重要な情報である		
		事業者は、①の苦情を受け付けた場合に は、当該苦情の内容等を記録しなければ		▲苦情の記録につい て、左記の取扱いとし		

項目	基 準	■ 根拠条文 ■ チェックポイント	評価 備	青考
	ならない。	ているか。	н г пш	1 7
	のないものを除く。)の受付日、	対し、事業者が組織として迅速かつ 事業者が提供したサービスとは関係 その内容等を記録することを義務づ 容等の記録は、2年間保存しなけれ		
	③ 事業者は、提供したサービスに関し、注 第23条の規定により町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	査等について、左記の 取扱いとしているか。		
	④ 事業者は、町からの求めがあった場合には、③の改善の内容を町に報告しなければならない。			
	⑤ 事業者は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の資産に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言にた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	の調査等について、左 調 記の取扱いとしている か。		
	り、かつ、保険者である市町村が 必要が生ずることから、市町村に	ず、住民に最も身近な行政庁であ 、サービスに関する苦情に対応する ついても国民健康保険団体連合会と する調査や指導、助言を行えること		
	⑥ 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、⑤の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。	あった場合、左記の取		
29 調査への協力等	事業者は、提供したサービスに関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切なサービスが行われているかどうかを確認するために町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	第86条 の調査等について、左 記の取扱いとしている 条例第4号 か。 第61条準用		
	が負担する料金等の情報について 者は、当該情報について自ら一般 (平18老計発0331004他 第4の一)	等の資格や研修の履修状況、利用者 提出するものとする。さらに、事業 に公表するよう努めるものとする。		
30 地域との 連携等	① 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、町の職員又は当該事業所が所有する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただ	E 条例第4号 第39条準用 S		

項目	П	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
Z H	てきせ等コモ会会丼	○、利用者又はその家族(以下この項及 が第49条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレ ご電話装置等の活用について当該利用者 等の同意を得なければならない。)(下「運営推進会議」という。)を設置 、おおむね6月に1回以上、運営推進 会議に対し活動状況を報告し、運営推進 会議による評価を受けるとともに、聴送 能進会議から必要な要望、助言等を聴く 幾会を設けなければならない。			p 1 pag	VIII 3
		※ ①に定める運営推進会議は、事業所然 民の代表者等に対し、提供しているも とにより、事業所による利用者の「対 れたサービスとすることで、サービス して設置するものであり、各事業所が この運営推進会議は、事業所の指定に か、確実な設置が見込まれることが必 地域の住民の代表者とは、町内会役員 等が考えられる。 ※ 小規模多機能型居宅介護事業所等と事 ては、1つの運営推進会議において、 差し支えない。 (平18老計発0331004他 第4の一)	サービス内容等 抱えの内容を 抱えの した いた いた いた いた いた いた いた いた いた いた いた いた いた	等を明らかにするこ 方止しるに関か とである。 をできいでされている でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。		
	等	事業者は、①の報告、評価、要望、助言 等についての記録を作成するとともに、 当該記録を公表しなければならない。		▲運営推進会議の記録 について、左記の取扱 いとしているか。		
	l'a	事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等とり連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。 ※ 事業者は、地域の住民やボランティン等の地域との交流に努めなければなら(平18老計発0331004他 第4の一)				
	にら記す	事業者は、その事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、町が派遣する者が相 炎及び援助を行う事業その他の町が実施ける事業に協力するよう努めなければな		▲町が実施する事業に ついて、左記の取扱い としているか。		
		※「市町村が実施する事業」には、介ま町村が老人クラブ、婦人会その他のまう事業が含まれるものである。 (平18老計発0331004他 第4の一)		• • • • • •		
	0 7	事業者は、事業所の所在する建物と同一 の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めなければならない。		▲サービスの提供について、左記の取扱いとしているか。		
31 事故発生 時の対応	言が放え	恩知症対応型通所介護の提供により事故 必発生した場合は、町、当該利用者の家 矢、当該利用者に係る介護予防支援事業	条例第4号 第86条 条例第4号 第37条準用	▲事故が発生した場合、左記の取扱いとしているか。		
		※ 利用者に対するサービスの提供により については、あらかじめ事業者が定め				

項目		基準		根拠条文	チェックポイント	評価	備考
- X H	(斗	Z18老計発0331004他	第4の一)	INKAA.	7 - 7 7 7 7 1 7 1	ніш	vm ·· J
		音は、①の事故の状況 采った処置について記 ない。			▲事故の記録につい て、左記の取扱いとし ているか。		
		事業者は、事故が生 の対策を講じること ² 18老計発0331004他	0	原因を解明し、	再発生を防ぐため		
	供によ	香は、利用者に対する より賠償すべき事故が 員害賠償を速やかに行 い。	発生した場合		▲損害賠償について、 左記の取扱いとしてい るか。		
		事業者は、賠償すべ 償保険に加入してお と。 ^Z 18老計発0331004他	くか、又は賠償				
	型介語 サー b 合は、	者は、第7条第4項の 養予防認知症対応型通 ごスの提供により事故 ①及び②の規定に準 ければならない。	所介護以外の なが発生した場		▲事故が発生した場合、左記の取扱いとしているか。		
32 虐待の防止	上じ一 二 三 四	皆は、虐待の発生又はあため、というない。 を大の各号に推 大の各号に推 大の各号に推 大のない。 大のにないない。 大のにはするででができる。 大のにおけるででができる。 大のにおけるででができる。 大ができるででができる。 大ができるででができる。 大ができるででは、 大ができるででは、 大ができるででは、 大ができるででは、 大ができるででは、 大ができるできるできるでは、 大ができるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるで	はいる措置を講体にできるとれる。 はいできると者にいい、 はいできると者にいい、 はいにできる業のは、 はいに、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	条例第4号 第37条の 2	▲虐待の防止について、左記の取扱いとしているか。		
33 会計の区 分	事業者 ととも 事業の	音は、事業所ごとに経 らに、認知症対応型型の会計とその他の事業 ければならない。	・理を区分する・同生活介護の	条例第4号 第86条 条例第4号 第38条準用	▲会計の区分について、左記の取扱いとしているか。		
	(寸	具体的な会計処理の おける会計の区分に ^Z 18老計発0331004他	ついて」(平13: 第4の一)	老振18)による			
備	に関すならな		[おかなければ	条例第4号 第85条	▲記録について、左記 の取扱いとしている か。		
	供にほそれ し、ばか 100 立 100 並	音は、利用者に対する 関する次の各号に掲げ との完結の日から2年 ならない。 護予防認知症対応型 の内容等の記録 の内容等の記録 のに規定する身体的 時間、その際の利用 びに繋急やむを得ない に規定する町への通	でる記録を整備 計開保存しなけ は同生活介護計 具体的なサービ 向東等の態様及 者の心身の状況 い理由の記録		▲記録の保存について、左記の取扱いとしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	五 28②に規定する苦情の内容等の記録 六 30②準用に規定する報告、評価、要 望、助言等の記録 七 31②に規定する事故の状況及び事故に 際して採った処置についての記録				
	事業者は7に規定する利用料等の受領に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。		▲記録の保存について、左記の取扱いとしているか。		

5 変更の届出等

,) 发火 (7) 田田	7					
	項目		基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
4	に変更の届出 等	1	指定地域密着型介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定地域密着型介護予防サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。		▲変更届について、左 記の取扱いとしている か。		

6 サービス費力	算定に関する基準				
項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
1 サービス種類相互の算定関係	※ 介護予防認知症対応型共同生活介護他の介護予防サービス又は地域密着付費(居宅療養管理指導費を除く。護予防認知症対応型共同生活介護の業者の費用負担により、その利用者ス又は地域密着型介護予防サービスものであること。 (平18老計発0331005他 第2の1(2))	型介護予防サー) は算定しない 提供に必要がさ に対してその何	ービスに係る介護給いこと。ただし、介める場合に、当該事也の介護予防サービ		
2 基本的事項	一 地域密着型介護予防サービスに要する 費用の額は、平18厚告128別表「指定地域密着型介護予防サービス介護給付費 単位数表」により算定するものとす る。 ※ 事業者が事業所ごとに所定単位数よ 前に市町村に届け出た場合はこの际 (平12老企39)	りも低い単位数	いるか。		
	二 地域密着型介護予防サービスに要する 費用の額は、「厚生労働大臣が定める 1 単位の単価」(平27厚告93)に平18 厚告128別表に定める単位数を乗じて算 定するものとする。 ※ 1 単位の単価は、10円に事業所が所	1 1	▲左記により算定しているか。		
	※ 1 単位の単価は、10円に事業別が別 に応じて定められた割合を乗じて得 (平27厚告93)		ガ及びリーころ性類		
	三一、二の規定により地域密着型介護予防サービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。		▲左記により計算しているか。		
3 算定基準	厚生労働大臣が定める施設基準に適合 し、かつ、厚生労働大臣が定める夜勤を 行う職員の勤務条件に関する基準を満た すものとして市町村長に届け出た事業所	平18厚告128 別表の3イロ 注1	▲左記により算定しているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	において、サービスを行った場合に、当 該施設基準に掲げる区分に従い、利用者 の要介護状態区分に応じて、それぞれ所 定単位数を算定する。				
	※ 厚生労働大臣が定める施設基準 イ介護予防認知症対応型共同生活介 (1) 共同生活住居の数が1であるこ (2) 平18厚令34第90条に定める従業 ロ介護予防認知症対応型共同生活介 (1) 共同生活住居の数が2以上であ (2) 平18厚令34第90条に定める従業 ハ介護予防短期利用認知症対応型共 (1) 共同生活住居の数が1であるこ (2) 当該サービスの事業を行う者が ビス、居宅介護支援、介護予防 サービス若しくは介護予防支援 介護療養型医療施設の運営に	こと。 業者の (IIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIII	量いていること。 施設基準 量いていること。 (I)の施設基準 ごス、地域密着型サー 地域密着型介護予防 ・護保険施設若しくは		
	と。 (3) 次のいずれにもあってること。 家族等の事情にもより、指定居知が、緊急に短期利用認知症対所要と認めた者に知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知	を応ったまでで、 を応ったとうで、 をでするでは、 をでするでは、 をでするでは、 をできるできるできるできる。 できるできるできる。 をできるできる。 をできるできる。 をできるできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 とてもの。 はている。 とてもの。 はている。 とてもの。 はている。 とてもの。 はている。 とてもの。 はている。 とてもの。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる	所の介護支援専門員 ・護を受けることという。 ・護を受けることという。 ・提供する場合であって ・提供する場合にある。 ・超期利用認知症対応型 ・週期ので、空いている ・週間内で、空いている ・週間内で、型共同生 ・記知症対応型共同生 ・記知症対応型共同生 ・記記知症対応型共同生 ・記記知症対応型		
	こと。 (5) 短期利用認知症対応型共同生活 識を有する従業者が確保されて (6) 平18厚令34第90条に定める従業 ニ 介護予防短期利用認知症対応型共 (1) 共同生活住居の数が2以上であ (2) ハ(2)から(6)までに該当するこ (平27厚告96 三十一) ※ 介護予防認知症対応型共同生活介護	舌介護を行うに ていること。 業者の員数を置 に同生活介護費 あること。 こと。	ご当たって、十分な知 置いていること。 (Ⅱ)の施設基準		
	介護費を算定すべき指定介護予防認 行う職員の勤務条件に関する基準(職員の勤務条件に関する基準) 事業所ごとに夜勤を行う介護従業者 同生活住居ごとに1以上であること。 (平12厚告29 十)	知症対応型共同 厚生労働大臣だの数が、当該 の数が、当該 。	司生活介護の夜勤を が定める夜勤を行う 事業所を構成する共		
	※ 短期利用認知症対応型共同生活介護 ハに規定する基準を満たす認知症対 算定できるものである。 ※ 平27厚告96三十一のハ(5)に規定す 活介護費を算定すべき認知症対応型 十分な知識を有する介護従業者」とい 「専門課程」又は認知症介護実践研 しくは認知症介護指導者養成研修をい (平18老計発0331005他 第2の6(1))	応型共同生活が つる「短期利用 共同生活介護を は、認知症介証 修のうち「実践	个護事業所において 認知症対応型共同生 を行うに当たって、 隻実務者研修のうち 桟リーダー研修」若		
4 夜勤職員の 員数が基準を 満たさない場 合の減算		別表3イロ注	▲夜勤の人員基準欠如 の場合、左記により算 定しているか。		
	※ 夜間の安全の確保及び利用者のニー 供を確保するための規定であり、夜				

項目	■ 基準 ■ 根拠条文 ■ チェックポイント ■評価■ 備考
	数不足の未然防止を図るよう努めるものとする。 ※ 夜勤を行う職員の員数が基準に満たない場合の減算については、ある月(暦月)において以下のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者等の全員について、所定単位数が減算されることとする。 イ 夜勤時間帯(午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいい、原則として事業所又は施設ごとに設定するものとする)において夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が2日以上連続して発生した場合 で勤時間帯において夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が1日以上発生した場合 ※ 夜勤を行う職員の員数の算定における利用者等の数については、当該年度の前年度(毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。)の平均を用いる(ただし、新規開設又は再開の場合は推定数による。)。この場合、利用者数等の平均は、前年度の全利用者の延数を当該前年度の日数で除して得た数とする。この平均利用者数等の算定に当たっては、小数点以下を切り上げるものとする。 ※ 夜間職員基準に定められている夜勤を行う職員の異数に、夜勤時間帯を通じて配置されるべき職員の員数であり、複数の職員が交代で勤務することにより当該基準を満たして構わない。また、夜勤職員基準に定められる員数に小数が生じる場合においては、整数部分の員数の職員に加えて別の職員を配置する時間帯は、夜勤時間帯に属していればいずれの時間でも構わず、連続する時間帯に、夜勤時間帯に属していればいずれの時間でも構わず、連続する時間帯にある必要はありません。当該夜勤時間帯において最も配置が必要である時間に充てるよう努めること。(平18老計発0331005他 第3)
5 利用定員を 超えた場合の 減算	利用者の数が市町村長に提出した運営規程に定められている利用定員を超える場合におけるサービス費については、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて算定する。 ※ 適正なサービスの提供を確保するための規定であり、定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。 ※ 利用者又は入居者の数は、1月間(暦月)の利用者の数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月の全利用者の延数を当該月の日数で除して得た数とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り上げるものとする。 ※ 利用者の数が、通所介護費等の算定方法(平12世告27)に規定する定員超過利用の基準に該当することとなった施設については、その翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について、所定単位数が通所介護費等の算定方法に平12世も変りに対しては、その翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について、所定単位数が通所介護費等の算定方法に平12世も次にでいては、その翌月から正真超過利用が解消されるに至った月の翌月から通常の所定単位数が算定される。 ※ 災害の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月(災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで総裁することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。)の翌月から所定単位数の議算を行うものとする。(平18老計発0331005他 第3) ※ 平均利用者数の算定においては、入居した日を含み、退居した日は含まないものとする。(平18老計発0331005他 第201(5))
6 従業者の員 数が基準を満 たさない場合 の減算	従業者の員数が平18厚令36第70条に定め る員数を置いていない場合におけるサー ビス費については、所定単位数に100分の 70を乗じて得た単位数を用いて算定す る。

項目	■ 基準 ■ 根拠条文 ■ チェックポイント	評価	備考
	※ 常勤換算方法による職員数の算定方法について 暦月ごとの職員の勤務延時間数を、当該施設において常勤の職員が勤 務すべき時間で除することによって算定し、小数点第2位以下を切り 捨てるものとする。なお、やむを得ない事情により、配置されていた 職員数が一時的に1割の範囲内で減少した場合は、1月を超えない期間内に職員が補充されれば、職員数が減少しなかったものとみなすこととする。 (平18老計発0331005他 第3)	н 1 иш	Line J
	※ 適正なサービスの提供を確保するための規定であり、人員基準欠如の未然防止を図るよう努めるものとする。 ※ 人員基準上満たすべき職員の員数を算定する際の利用者数は、当該年度の前年度(毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。)の平均を用いる(ただし、新規開設又は再開の場合は推定数による。)。この場合、利用者数の平均は、前年度の全利用者の延数を当該前年度の日数で除して得た数とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。 ※ 看護・介護職員の人員基準欠如については、イ人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に従って減算され、ロ1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)。 ※ 看護・介護職員以外の人員基準欠如については、その翌々月から人員		
7 身体拘束廃 止未実施減算	※ 有護・介護職員以外の人員基準人如については、その笠々万から人員 基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定 単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)。計画作成担当者が必要な研修を修了していない場合及び事業所における計画作成担当者のうち、介護支援専門員を配置していない場合についても、同様の取扱いとする。 (平18老計発0331005他 第3) 「厚生労働大臣が定める基準を満たさない」で18厚告128 ★身体拘束廃止未実施場合は、身体拘束廃止未実施減算とし」 「対していて、左記に		
山.不 夫 肥 颀 异	て、所定単位数の100分の10に相当する単 注2 より算定しているか。 位数を所定単位数から減算する。 ※ 厚生労働大臣が定める基準 指定地域密着型サービス基準第97条第6項及び第7項に規定する基準 に適合していないこと。 (平27厚告95 五十八の三) ※ 身体拘束廃止未実施減算については、事業所において身体拘束等が行		
	われていた場合ではなく、指定地域密着型サービス基準第97条第6項の記録(同条第5項に規定する身体拘束等を行う場合の記録)を行っていない場合及び同条第7項に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなる。具体的には、記録を行っていない、身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない、身体的拘束適正化のための指針を整備していない又は身体的拘束適正化のための定期的な研修を実施していない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市町村長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市町村長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。 (平18老計発0331005他 第2の6(2))		
8 夜間支援体 制加算	厚生労働大臣が定める施設基準(平27厚 告96 三十二)に適合しているものとして 市町村長に届け出た事業所については、 当該施設基準に掲げる区分に従い、1日 につき次に掲げる単位数を所定単位数に 加算する。 ■ 本夜間ケア加算につい て、左記により算定し ているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	(1) 夜間支援体制加算(I) 50単位 (2) 夜間支援体制加算(II) 25単位				
	※ 厚生労働大臣が定める施設基準 イ 夜間支援体制加算(I) (1) 定員超過利用・人員基準欠如い (2) 平27厚告96三十一のイ又はハい (3) 夜勤を行う介護従業者及び宿 であること。 ロ 夜間支援体制加算(Ⅱ) (1) 定員超過利用・人員基準欠如い (2) 平27厚告96三十一の口に該当 (3) 夜勤を行う介護従業者及び宿 事業所を構成する共同生活住所 と。 (平27厚告96 八十六)	こ該当するもの 直勤務に当たる こ該当していな よるものである 直勤務に当たる	つであること。 5者の合計数が2以上 cいこと。 5こと。 5者の合計数が、当該		
	※ 当該加算は、事業所の一の共同生活 帯を通じて1の介護従業者を配置し て常勤換算方法で1以上の介護従業 者を配置した場合に算定するものと において、夜間及び深夜の時間帯の るものとする。 (平18老計発0331005他 第2の6(2))	ている場合にお 者又は1以上の すること。た7	おいて、それに加え の宿直勤務に当たる ごし、全ての開所日		
9 認知症行動・心理症状 緊急対応加算	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急にサービスを利用することが適当であると判断した者に対し、サービスを行った場合は、入居を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。		▲認知症行動・心理症 状緊急対応加算につい て、左記により算定し ているか。		
	※「認知症の行動・心理症状」とは、 う、安想・幻覚・興奮・暴言等の行動・ 資は、利用者配知症を 一次では 一次では 一次では 一次では 一次では 一次では 一次で 一次で 一次で 一次で 一次で 一次で 一次で 一次で 一次で 一次で	状・生員一がき応断をお明 を 理症 で で で で で で で で が で が の に い の に に の に に の に に に に に に に に に に に に に	である。		
	a 病院又は診療所に入院中の者 b 介護保険施設又は地域密着型介護 c 認知症対応型共同生活介護、地域 特定施設入居者生活介護、短期入 短期利用認知症対応型共同生活介 介護及び地域密着型短期利用特定 判断を行った医師は診療録等に症状 と。また、事業所も判断を行った医 ての留意事項等を介護サービス計画 ※ 7日を限度として算定することと 動・心理症状」が認められる利用 症対応型共同生活介護の利用の継続 意。 (平18老計発0331005他 第2の6(4))	な審着型特定施 、所生を 、所生、一般で 、所生、一般で 、一般で 、一般で 、一般で 、一般で 、一般で 、一般で 、一般で	設入居者生活介護、、居者生活介護、、短期入所療養者生活介護、大力療養者生活介護を利用を設定を利用がよる。では、一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一		
10 若年性認 知症利用者受 入加算	厚生労働大臣が定める基準に適合してい るものとして市町村長に届け出た事業所	別表の3イロ	▲若年性認知症利用者 受入加算について、左 記により算定している		

項目	基準 根拠条文 ● チェックポイント 評価 備料	夸
	て、サービスを行った場合には、若年性 認知症利用者受入加算として、1日につ き120単位を所定単位数に加算する。ただ し、認知症行動・心理症状緊急対応加算 を算定している場合は算定しない。	
	※ 厚生労働大臣が定める基準 受け入れた若年性認知症利用者(初老期における認知症によって要介 護者となった者)ごとに個別の担当者を定めていること。 (平27厚告95 十八)	
	※ 受け入れた若年性認知症利用者(初老期における認知症によって要介護者となった者)ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。 (平18老計発0331005他 第2の6(4))	
11 入院時費 用	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た事業所において、利用者が病院又は診療所への入院を要した場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定する。ただし、入院の初日及び最終日は、算定できない。 平18厚告128	
	※ 厚生労働大臣が定める基準 利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であっ て、入院後3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、そ の者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与 するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該 事業所に円滑に入居することができる体制を確保していること。 (平27厚告95 五十八の四)	
	※ 入院時の費用を算定する事業所は、あらかじめ、利用者に対して、入院後3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族等の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該事業所に円滑に入居することができる体制を確保していることについて説明を行うこと。 イ「退院することが明らかに見込まれるとき」に該当するか否かは、	
	利用者の入院先の病院又は診療所の当該主治医に確認するなどの方 法により判断すること。 ロ「必要に応じて適切な便宜を提供」とは、利用者及びその家族の同 意の上での入退院の手続きや、その他の個々の状況に応じた便宜を 図ることを指すものである。 ハ「やむを得ない事情がある場合」とは、単に当初予定の退院日に居 室の空きがないことをもって該当するものではなく、例えば、利用	
	者の退院が予定より早まるなどの理由により、居室の確保が間に合わない場合等を指すものである。事業所側の都合は、基本的には該当しないことに留意すること。 二 利用者の入院の期間中の居室は、短期利用認知症対応型共同生活介護等に利用しても差し支えないが、当該利用者が退院する際に円滑に再入居できるよう、その利用は計画的なものでなければならな	
	い。 ※ 入院の期間には初日及び最終日は含まないので、連続して7泊の入院 又は外泊を行う場合の入院期間は、6日と計算される。 (例) 入院期間:3月1日~3月8日(8日間) 3月1日入院の開始所定単位数を算定 3月2日~3月7日(6日間)1日につき246単位を算定可 	
	3月8日 入院の終了所定単位数を算定 ※ 利用者の入院の期間中にそのまま退居した場合は、退居した日の入院時の費用は算定できる。 ※ 利用者の入院の期間中で、かつ、入院時の費用の算定期間中にあっては、当該利用者が使用していた居室を他のサービスに利用することなく空けておくことが原則であるが、当該利用者の同意があれば、その居室を短期利用認知症対応型共同生活介護等に活用することは可能である。ただし、この場合に、入院時の費用は算定できない。	

項目	基準 根拠条文 チェックポイント 評価 備湯	与
	※ 入院時の取扱い イ 入院時の費用の算定にあたって、1回の入院で月をまたがる場合は、最大で連続13泊(12日分)まで入院時の費用の算定が可能であること。 (例)月をまたがる入院の場合 入院期間:1月25日~3月8日 1月25日 入院・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
12 初期加算	入居した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき30単位を加算する。 ① 初期加算は、当該利用者が過去3月間(ただし、日常生活自立度のランクⅢ、IV又はMに該当する者の場合は過去1月間とする。)の間に、当該事業所に入居したことがない場合に限り算定できることとする。 ② 短期利用認知症対応型共同生活介護を利用していた者が日を空けることなく引き続き当該事業所に入居した場合(短期利用認知症対応型共同生活介護の利用を終了した翌日に当該事業所に入居した場合を含む。)については、初期加算は入居直前の短期利用認知症対応型共同生活介護の利用日数を30日から控除して得た日数に限り算定するものとする。 ③ 30日を超える病院又は診療所への入院後に再入居した場合は、①にかかわらず、初期加算が算定される。(平18老計発0331005他第2の6(8))	
13 退居時期	利用期間が1月を超える利用者が退居し、その居宅において介護予防サービス 又は地域密着型介護予防サービスを利用 する場合において、当該利用者の退居時 に当該利用者及びその家族等に対して退 居後の介護予防サービス、地域密着型介 護予防サービスについて相談援助を 行い、かつ、当該利用者の同意を得て、 退居の居宅地を管轄する市町利用者の 退居後の居宅地を管轄する市町名が護状況を示す文書を添えて当該利用者の介護状況を示す文書を添えて当該利用者の介護状況を示す文書を添えて当該利用者の介護状況を示す文書を添えて当該利用者の介護状況を示す文書を添えて当該利用者を関すとして、利用者1人につき1回を限度として400単位を算定する。 ① 退居時相談援助の内容は、次のようなものであること。 a 食事、入浴、健康管理等在宅における生活に関する相談援助 b 退居する者の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等に関する相談援助 c 家屋の改善に関する相談援助 d 退居する者の介助方法に関する相談援助 ② 退居時相談援助加算は、次の場合には、算定できないものであること。 a 退居して病院又は診療所へ入院する場合 b 退まして他の介護保険施設への入院する場合 b 退まして他の介護保険施設への入院する場合 c 死亡退居の場合 ③ 退居時相談援助は、介護支援専門員である計画作成担当者、介護職員	

項目	■ 基準 ■ 根拠条文 ■ チェックポイント ■	評価	備考
	④ 退居時相談援助は、退居者及びその家族等のいずれにも行うこと。 ⑤ 退居時相談援助を行った場合は、相談援助を行った日付及び相談援助 の内容の要点に関する記録を行うこと。 (平18老計発0331005他 第2の6(8))	н і ІІЩ	
14 認知症専門ケア加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た事業所が、厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 3単位 (2) 認知症専門ケア加算(Ⅲ) 4単位		
	※ 厚生労働大臣が定める基準 イ 認知症専門ケア加算(I) 次のいずれにも適合すること。 (1) 事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(以下「対象者」)の占める割合が2分の1以上であること。 (2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人以上である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 (3) 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。 ロ 認知症専門ケア加算(II) 次のいずれにも適合すること。 (1) イの基準のいずれにも適合すること。 (2) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 (3) 当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。 (平27厚告95 四十二)		
	※ 厚生労働大臣が定める利用者 日常生活に支障を来す恐れのある症状又は行動が認められることから 介護を必要とする認知症の者 (平27厚告94 九十一) ① 「日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められる ことから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のラン クIII、IV又はMに該当する利用者を指すものとする。 ② 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成 事業の実施について」(平18老発0331010)及び「認知症介護実践者等 養成事業の円滑な運営について」(平18老計0331007)に規定する「認 知症介護実践リーダー研修」を指すものとする。 ③ 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者 等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者 等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者 等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者 等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等 とする。 (正10 を指するのとの))		
15 生活機能 向上連携加算	(平18老計発0331005他 第2の6(9)) ① 生活機能向上連携加算(I) 100単位 ② 生活機能向上連携加算(II) 200単位 1 ①について、計画作成担当者(指定地域密着型介護予防サービス基準第70条第5項に規定する計画作成担当者をいう。注2において同じ。)が、指定介護予防訪問リハビリテー		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	型点では、 基本 一大学 一大学 一大学 一大学 一大学 一大学 一大学 一大学		アエック示イント	<u> </u>	· MA A S A S A S A S A S A S A S A S A S
16 栄養管理体制加算	厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において、管理栄養士(当該事業所の従業者以外の管理栄養士を含む。)が、従業者に対する栄養ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき30単位を加算する。	別表の3ト注	▲栄養管理体制加算に ついて、左記により算 定しているか。		
17 口腔衛生管理体制加算	厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき30単位を加算する。	別表の3チ注	▲口腔衛生管理体制加 算について、左記によ り算定しているか。		
18 口腔・ス クリーニング 加算	厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に、1回につき20単位を加算する。ただし、当該利用者につい	平18厚告128 別表の3リ注			

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	て、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合に あっては算定しない。				
19 科学的介護推進体制加算	次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た指定業所が認知症対応型共同生活介護事業が、利用者に対し指定介護予防認知症対し指定介護予防認知症対し指定が表別のよりである。 1 利用者ごとのADL値、栄養状態、1 1 日本では、1 1 日	別表の3ヌ注	▲科学的介護推進体制 加算について、左記に より算定しているか。		
20 サービス 提供体制強化 加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た事業所が、利用者に対し、サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)22単位 (2)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)18単位 (3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)6単位	別表の3ル注	▲サービス提供体制強 化加算について、左記 により算定している か。		
	※ 区分支給限度基準額の算定対象外(短期利用の場合	<u></u>		
	※ 厚生労働大臣が定める基準 イ サービス提供体制強化加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合す。 (1) 次のいずれかに適合すること (一) 事業所の介護職員の総数のうちかの50以上であること。 (二) 事業所の介護職員の総数のうちかに掲げる基準のいずれにも適合するにとり、大に掲げる基準のいずれにも適合する。 (2) イ(2) に該当するものであること。 (2) イ(2) に該当するものであること。 (2) イ(2) に該当するものであること。 (1) 次のいずれかに適合すること。 (一) 事業所の介護職員の総数のうちかの50以上であること。 (二) 事業所の介護職員の総数のうちかの50以上であること。 (二) 事業所の看護・介護職員の総数のの550以上であること。	ち、介護福祉士 ち、勤続年数10 であること。 に規定する基 る介護福祉士の ること。 るこう、介護福祉士	2年以上の介護福祉士 準のいずれにも該当 占める割合が100分の この占める割合が100		
	(三) 指定認知症対応型共同生活介証数のうち、勤続年数7年以上のであることであること(2) イ(2)に該当するものであること(平27厚告95 百二十八) 一次 職員の割合の算出に当たっては、常	の者の占める害	合が100分の30以上		

項目	基準 根拠条文 チェックポイント	評価	備考
	(3月を除く。)の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前3月について、新先に事業を開始し、又は再開した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月目以降届出が可能となるものであること。なお、介護福祉士又は実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程を修了している者とよいても、直点で資格を取得とは研修の課程を修了している者とよいても、直近3月間の職員を割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに平18老計発0331005他第1の5(加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い)の届出を提出しなければならない。 ※ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。具体的には、平成21年4月における勤続年数を3年以上の者とは、平成21年3月31日時点で勤続年数3年以上の者とは、平成21年3月31日時点で勤続年数が3年以上の者とは、平成21年3月31日時点で勤続年数前の書集業所における勤務年数に加入の発達者を含めることができるものの演奏により、当該事業所における勤務を含めることができるものとする。 ※ 耐一の事業所においては、本加算の計算も一体的に行うこととする。 ※ なお、この場合の職員に係る常勤換算にあっては、利用者への介護業務(計画作成等介護を行うに当たって、利用者への介護業務(計画作成等介護を行うでととする。)に従事している時間を用いても差し支えない。 ※ サービスを利用者に直接提供する職員とは、介護従業者として勤務を行う職員を指すものとする。(平18老計発0331005他第2の2(16)、第2の4(18)、第2の5(16)準用)	HT III	VIII 45
21 介護職員 処遇改善加算	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た事業所が、利用者に対し、サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員処遇改善加算(I) 平18厚告128別表の3 イからルまでにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数 (2) 介護職員処遇改善加算(II) 平18厚告128別表の3 イからルまでにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数 (3) 介護職員処遇改善加算(III) 平18厚告128別表の3 イからルまでにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数 (3) 介護職員処遇改善加算の内容については、別途通知「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(老発0331第34号)を参照すること。 (平18老計発0331005他 第2の6(11)) 2の4(17)を準用		
22 介護職員 等特定処遇改 善加算	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げ		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	る単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ① 介護職員等特定処遇改善加算(I)イからルまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数②介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)イからルまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数 ※ 厚生労働大臣が定める基準	INDEXINA		r + 1344	viii V
	イ 介護職員等特定処遇改善加度(I) ・ 次に掲げる基準のいずれにの賃金でのの ・ で、介護職員であるででででででででででででででででででででででででででででででででででで	に要上置のはたとで訪善介つる介以職な改 問るつす回をう賃だそな問に護て介護上員い善 介実いるる講ち金しのい介要職い護職で(場後 護施て費賃じ一改、他こ護す員る職員あ経合の 看期、用金て人善介のと看るをこ員以る験は賃 護間次の改いは後護理。護費除とを外こ・そ金 事及	見善る、の職由 事用く。除のと技のの 業び を でいる		
	当該事業所の職員の処遇改善の計 遇改善計画書を作成し、全ての職員のと、全ての 記さと。 ③ 介護職員等特定処遇改善加算の第 ること。 ④ なきを除し、経営の悪化等を を認るただし、経営の悪化等を を認るを除く。のといるを を記述を図るを を記述をといるを を記述を を記述を のといるを を記述を のといるを を記述を のといるを のといる の の は の は の は の は の に の は の に の は の に の は の に の に	は に に に に に に に ま の と に ま の と き に ま の と き に ま の と き に 出 に し る 号 に 出 に し る 号 に は に し る ら に は に に は に に は に に に は に に に に に に に に に に に に に	市町村長に届け出て す当に届け出てす 賃金改善を実施、第一と護との では、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、		
	® ⑦の処遇改善の内容等について、 切な方法により公表していること 口介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ①から④まで及び⑥から⑧までに こと。 (平27厚告95 六十の二) ※ 介護職員等特定処遇改善加算の内容(員等特定処遇改善加算に関する基本は 様式例の提示について」)を参照す (平18老計発0331005他 第2の2(18)準用	。 掲げる基準のV については、別 的考え方並びV ること。	↑ずれにも適合する 「介護職		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考

- 注1 本自主点検表は、自主点検用として作成しているものであるため、指定基準・算定基準にかかる全ての 法令等を網羅したものではありません。
- 注2 記載されている法令等の条文は、語句を省略するなどの修正を加えている箇所があるため、原文通りではありません。
- 注3 法令・基準等については、厚生労働省発出のもの等で確認すること。